

鋼船規則 B 編, C 編, CS 編及び鋼船規則検査要領 B 編, C 編, CS 編並びに高速船規則／同検査要領における改正点の解説
(旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件)

1. はじめに

2025 年 12 月付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編, C 編, CS 編, 鋼船規則検査要領 B 編, C 編, CS 編, 高速船規則／同検査要領（日本籍船舶用）中, 旅客輸送貨物船等に対する損傷時復原性の日本籍特別要件に関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は 2026 年 1 月 1 日から適用される。

2. 改正の背景

2022 年 4 月に発生した小型旅客船の事故を受け, 国土交通省により小型旅客船等の安全対策を強化するための検討が行われた。その結果, 2024 年 10 月に船舶区画規程の一部要件が改正され, 2025 年 3 月には船舶検査心得の一部改正に関する通達（国海安第 205 号）が発行された。このため, 国土交通省告示第二百二十三号, 国土交通省令第九十四号及び国海安第 205 号に基づき, 関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 対象船

本特別要件は, 日本籍船舶のうち, 海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供するものに適用する。ただし, 以下の船舶は対象外とする。

- (a) 物のみの運送の用に供する船舶
- (b) 平水区域を航行区域とする船舶
- (c) 確率論による復原性基準に適合している船舶
- (d) 旧旅客船に対する復原性基準に適合する貨物船
- (e) 旅客船
- (f) 漁船

(2) 水密隔壁の配置

いずれの一区画に浸水した時においても, 以下の条件を満たす平衡状態で船舶が浮かぶ位置に隔壁を配置しなければならない。

- (a) 浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること
- (b) 浸水後のメタセンタ高さが 50 mm 以上であること

(3) 経過措置

以下の条件を満たす船舶については, 2027 年 4 月 1 日以後最初に実施する製造中登録検査又は定期検査の開始まで, 本要件の適用を猶予する。

- (a) 2029 年 4 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶
- (b) 建造契約が存在しない場合には, 2029 年 10 月 1 日前に建造開始段階にある船舶
- (c) 2033 年 4 月 1 日前に引渡された船舶

(4) 適用除外

上記(3)に該当する現存船で, 以下のいずれかに該当する場合は, (2)に適合しなくても差し支えない。

- (a) 航海の態様, その他の事情を考慮し, 管海官庁がやむを得ないと認める場合
- (b) 本会が適当と認める措置を講じている場合
- (c) 区画規程第 3 編第 3 章（確率論による損傷時復原性基準）の規定に適合する船舶である場合

- (d) 船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成 20 年 10 月 29 日国土交通省令第 88 号）による改
正前の区画規程第 2 編第 6 章（旧旅客船に対する復原性基準）の規定に適合する船舶である場
合
- (5) 本会が適用と認める措置
- (4)(b)にいう「本会が適当と認める措置」とは、直接打ち込みによる浸水の恐れがある上甲板下の以
下の区画ごとに検知器を備え付けることを指す。
- (a) 上甲板に開口(閉鎖装置あり)を有し、開口の閉鎖装置の開閉状態が船橋から常に視認できない区
画
- (b) 上甲板の開口(閉鎖装置なし)を甲板室又は船楼で閉囲しており、甲板室又は船楼の閉鎖装置の開
閉状態が船橋から常に視認できない区画
- なお、区画の長さが船の長さの 1/2 以上の場合には、前部及び後部の 2 か所に検知器を備え付けな
ければならない。また、M0 船にあっては機関室にも検知器の備え付けが要求される。ただし、船
橋からの視認はカメラによる常時監視としても差し支えないものとし、機関室の検知器についても
浸水がカメラによって船橋から常に視認可能であれば、省略が認められる。
- (6) 水位検知警報装置の検査
- 鋼船規則 B 編及び鋼船規則検査要領 B 編（日本籍船舶用）において、製造中登録検査における水
位検知警報装置の効力試験の対象に、規則 D 編 13.8.5, 13.8.6, 13.8.7 で要求されるもの以外の装置
も含める。また、年次検査において任意に選択された水位検知警報装置に対して実施する効力試験
についても、同様に対象を拡大する。すなわち(4)(b)により浸水警報装置を備え付ける場合、効力試
験の対象になる。